令和　　年　　月　　日

堺泉北港港湾振興連絡協議会　会長　様

**第１号様式 (要綱第５条第１項関係)**

（申請者）住所

名称

代表者職・氏名 　　　　　　　　　　印

堺泉北港内航RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金交付申請書

次のとおり、堺泉北港内航RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金交付要綱第５条第１項の規定により、助成金の交付を申請します。

記

１　輸送品目名

２　輸送数量　　　（内航ROROの場合）トレーラー　　　　　本　　　　　　トン

　　　　　　　　　　（フェリーの場合）11m以上貨物車両　　　　　台　　　　　　トン

３　輸送ルート 　　　（集荷先：　　　　　　　　　）から　（　　　　　　　）港

 　 　～　（　　　　　　　　）港から（配送先：　　　　　　　　　　）

４　輸　送　日

５　助成申請金額 円

６　助成金振込先 金融機関名・支店名：

 口座番号：（ 普通 ・ 当座 ）

 口座名義人（ﾌﾘｶﾞﾅ）：

７　申請者連絡先 担当者部署・氏名

 電話番号

８　荷主企業名 　　　　　　　　　　　　　　　　　（申請者が荷主企業と異なる場合のみ）

９　添付書類 ①要件確認申立書（ただし、当該年度中に既に提出実績のある場合は再提出不要）

 ②輸送証明書（ただし、輸送事業者から協議会に直接提出する場合を除く）

令和　　年　　月　　日

**第２号様式 (要綱第６条関係)**

名称

代表者職・氏名

堺泉北港港湾振興連絡協議会

 　　 会長　　○○　○○

堺泉北港内航RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金交付決定通知書

令和　　年　　月　　日付けで申請のあった助成金については、下記のとおり交付することを決定したので通知します。

記

１　助成対象 第２条第１項第　　　号

２　航路輸送区間

３　助成金額 円

交付は、本決定通知日から14日以内となります。

要件確認申立書

※当該年度中に既に提出実績のある場合は再提出不要

堺泉北港港湾振興連絡協議会　会長　様

堺泉北港内航RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金交付要綱（以下、「要綱」という。）第５条の規定に基づき、堺泉北港内航RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成金にかかる交付申請を行うにあたり、下記の１から５までのいずれにも該当しないことを申立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合には、直ちにその旨を届け出ます。

また、下記の１から５までの該当の有無等に関して調査が必要となった場合には、堺泉北港港湾振興連絡協議会が求める必要な情報又は資料を遅滞なく提出するとともに、その調査に協力し、調査の結果、該当することが判明した場合には、要綱第７条に基づき、交付済みの助成金の返還に応じ、何ら異議の申し立てを行いません。

１　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

２　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

３　暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

４　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

５　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第49条　第１項に規定する排除措置命令又は同法第62条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

令和　　年　　月　　日

（住所）

（名称）

（代表者職・氏名）　　　　　　　　　　　㊞

**輸送証明書様式 (要綱第５条第２項関係)**

令和　　年　　月　　日

堺泉北港港湾振興連絡協議会　会長　様

（輸送事業者）　住所

名称

職・氏名　　 　　　　　　　　　　　　　　印

堺泉北港内航RORO・フェリー貨物輸送トライアル助成に係る輸送証明書

当社が下記の内容により輸送を実施したことについて証明します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| １　荷主企業名 | （輸送請負業者：　　　　　　　　　　　　　） |
| ２　輸送品目名 |  |
| ３　輸送数量 | （内航ROROの場合）トレーラー　　　　本　 　　　　　　トン（内航フェリーの場合）11ｍ以上貨物車両　　　　　台　　　　　トン |
| ４　輸送ルート | （集荷先：　　　　　　　　　　）から　（　　　　　　　）港　～（　　　　　　　）港から（配送先：　　　　　　　　　　　　） |
| ５　輸　送　日  |  |
| ６　請求金額 | 　　　　　　　　　　　　　　円（消費税額及び地方消費税額を除く） |
| ７　入金日 |  |
| ８　助成対象 | 交付要綱第２条第１項第　　　号　 |